

令和5年度（第54期） 熊本地方最低賃金審議会 第1回地域別専門部会

基本的見解

2023年7月28日

労働者代表委員

I. 金額審議にあたって

II. 最低賃金の目的と役割

III. 現状認識

IV. 労働環境

V. 最低賃金と社会の動き

VI. 最低生計費（地域における労働者の生計費）

金額審議にあたって (1/2)

1. 最低賃金近傍で働く者の「くらしをまもる」

- ◆資源高や円安の影響等により2021年度後半から上昇局面に入った物価は、現状ではピークを打ちつつあるが、景気は停滞基調にある。
- ◆足元の実質賃金は前年比▲2.3と、物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いている。とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しく、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引き上げを意識した議論の必要がある。

2. 日本社会のステージを転換し、「未来をつくる」

- ◆連合の2023春季生活闘争第7回(最終)回答集計(2023.7.5)では、平均賃金方式で回答を引き出した国内5,272組合の賃上げ結果は、額 10,560円・率3.58%と、比較可能な2013闘争以降もっとも高い。また、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は時給で52.78円、率は5.01%であった。
- ◆連合熊本においても、最終集計(2023.7.7)では、76組合(21,809人)の賃上げは、10,576円・率3.80%と約30年ぶりの水準。
- ◆日本経済を好循環へと導くためには、今次春季生活闘争で大きなうねりとなった賃上げの流れを未組織労働者、最低賃金近傍で働く労働者の労働条件向上へと確実に波及させる必要がある。最低賃金を引上げることで、「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」との最低賃金法1条の目的を果たすべきである。

3. 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ

- ◆地域別最低賃金は、最高額の1,072円で2,000時間働いても年収215万円程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまる。生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきである。連合はその通過点として、まずは「誰もが時給1,000円」の早期実現を目指す。
- ◆2023年度は、2022年末に臨時改定した連合リビングウェイズを念頭に、外部労働市場における募集賃金の実態や高卒初任給との均衡も考慮の上、1,000円以上を目指す。
- ◆第4表の賃金上昇率とは、パートタイム労働者の前年からの賃金上昇率の調査結果であって、低賃金労働者の生活実態と生計費を踏まえた水準を議論する材料ではないし、「企業の支払い能力」を示すものではない。
⇒これは金額の水準がどうであるかといった判断ではなく、小規模企業の賃金上昇の割合だけ、最低賃金を1年遅れて補正する意味に!

金額審議にあたって (2/2)

4. 地域間格差の是正に向けたB、Cランクの引上げ

- ◆2002年度の時間額統一時に104円であった最高額と最低額の額差は、2018年に224円まで拡大し、2022年度に219円となった。地域間格差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となる。
- ◆「目安制度の在り方に関する全員協議会」が2023年4月に取りまとめた「報告書」にもとづき、2023年度審議では目安を示すランク数が3区分へと見直された。最高額と最低額の比率のみならず、額差(219円)の縮小につながるよう、B・Cランクの底上げにこだわる。

5. 中小・零細事業者が賃上げしやすい環境の整備

- ◆最低賃金引上げには、「通常の事業の賃金支払い能力」を高めることが重要。
- ◆当該環境整備に向け、政府の各種支援策の利活用状況等を踏まえた効果測定等を踏まえた上で、一層の制度拡充や利活用促進が必要。
- ◆加えて、最低賃金引上げ分を含めた労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、パートナーシップ構築宣言の普及・促進等を一層進め、実効性を高めるべき。

6. 労働市場の改善傾向を踏まえた審議

- ◆雇用情勢については、完全失業率、有効求人倍率ともに堅調に推移している。雇用人員判断 D.I. も製造業・非製造業ともに不足超となっているなど、近時の労働市場の改善傾向も踏まえた上で、最低賃金の引上げを検討すべきである。
- ◆最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しない。むしろ人材不足が顕著な中小企業・零細事業所において、人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げは急務。そのためにも前記5の環境整備が必要である。

以上ことから、労働者側は最賃引き上げの根拠として、最低生計費であるリビングウェイズ等を

提示しますので、金額審議におきましては、客観的な根拠に基づいた議論を求めます。

賃金決定の3要素について

熊本県の最低賃金をどう考えるべきか？

●地域における労働者の生計費（暮らしていくために必要な費用）

- ・6月の消費者物価指数が前年同月比3.3%（22か月連続前年同月上回る）。家計に大きく影響。（政府補助で▲1%）
- ・連合では、最低生計費（リビングウェイジ）として、時給1,030円（自動車保有：時給1,333円）と試算。
- ・TSMC進出による急激な土地の高騰化により、賃貸住宅の高騰及び住宅購入が困難にとの情報。
- ・政府によるエネルギーの負担軽減策は2023年9月まで（終了すれば家計負担は増加となる。）

●地域における労働者の賃金（相場の額）

- ・県内労組の2023賃上げ 31年ぶり1万円突破（連合熊本集計） 全国平均を上回る結果。 ➡政府も「人への投資」後押し
- ・有期、短時間、契約等労働者の賃上げは52.78円、5.01%（連合最終集計）
- ・TSMCの進出もあり、人材確保の観点からも初任給の引き上げが加速。（TSMC大卒初任給28万円）
- ・熊本市のハローワークの募集賃金（産業計）も997円と最賃（853円）を大きく上回っている。
- ・春闘の恩恵を受けられない低所得者層は、最低賃金が上がらないと賃金は上がらない。

●通常の事業の賃金支払能力（個々の企業の支払い能力ではなく、正常な経営の場合に通常の事業に期待できる賃金支払い能力）

- ・熊本県内の経済状況「緩やかに回復しつつある」（個人消費は物価高騰の影響がみられるも、宿泊などサービス消費を中心に持ち直し）
- ・22年度県税込過去最高（製造業好調が寄与。市町村税込も2年連続過去最高）
- ・倒産増加傾向（ゼロゼロ融資の返済、人手不足、後継者問題など。あきらめ型倒産も増加。）
- ・TSMC進出に関する経済波及効果は、「生産+投資」による2031年までの10年間の累計額は4兆2921億円と算定。これは、熊本県内での域内総生産の3%、投資は同12%に相当する。

最低賃金の目的と役割

～ 法の趣旨を再確認する ～

【日本国憲法】

25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【労働基準法】

1条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

(2) この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。

【最低賃金法】

(目的)

第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(地域別最低賃金の原則)

賃金決定の3要素

第九条

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

最低賃金の目的と役割

「通常の事業の賃金支払能力」とは？

第168回国会（臨時会）

答弁書

答弁書第三八号 内閣参質一六八第三八号

2007年11月6日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員福島みずほ君提出最低賃金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出最低賃金に関する質問に対する答弁書

「労働者の生計費」とは、労働者の生活のために必要な費用をいい、これに関しては、例えば、世帯人員別の標準生計費や生活保護基準、物価指数等の資料を参考に行っている。「類似の労働者の賃金」とは、当該地方の労働者の賃金水準をいい、これに関しては、例えば、学卒初任給や春季賃上げの状況等の資料を参考に行っている。「通常の事業の賃金支払能力」とは、個々の企業の支払能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することができる賃金支払能力をいい、これに関しては、例えば、経済産業省の実施した「工業統計調査」による付加価値額の状況、日本銀行の実施した「短期経済観測調査」による業況判断及び経常利益の状況等の資料を参考に行っている。地域別最低賃金については、地方最低賃金審議会において、平成十九年度においても従来と同様、これらの資料を参考にし、地域の実情を踏まえた調査審議を経て適切に決定されているものと承知している。なお、御指摘の三つの考慮要素については、軽重があるものではなく、いずれも最低賃金の決定に当たって考慮されるべきものとする。

【現状認識】 昨年の改正状況

ランク	都道府県名	2021年度		2022年度改定		2022年度決定状況		発効予定日
		最低賃金額		最低賃金額		専門部会 決定日	採決	
		時間額	時間額	引上げ額	率			
A	東京	1041	1072	31	2.98%	8月5日	☆	10月1日
	神奈川	1040	1071	31	2.98%	8月5日	●	10月1日
	大阪	992	1023	31	3.13%	8月4日	○	10月1日
	埼玉	956	987	31	3.24%	8月5日	○	10月1日
	愛知	955	986	31	3.25%	8月4日	○	10月1日
	千葉	953	984	31	3.25%	8月5日	●	10月1日
	京都	937	968	31	3.31%	8月8日	●	10月9日
B	兵庫	928	960	32	3.45%	8月5日	○	10月1日
	静岡	913	944	31	3.40%	8月5日	●	10月5日
	三重	902	933	31	3.44%	8月4日	●	10月1日
	広島	899	930	31	3.45%	8月5日	●	10月1日
	滋賀	896	927	31	3.46%	8月5日	●	10月6日
	栃木	882	913	31	3.51%	8月5日	▲	10月1日
	茨城	879	911	32	3.64%	8月5日	●	10月1日
	富山	877	908	31	3.53%	8月5日	●	10月1日
	長野	877	908	31	3.53%	8月5日	●	10月1日
	山梨	866	898	32	3.70%	8月12日	●	10月20日
	北海道	889	920	31	3.49%	8月5日	●	10月2日
	岐阜	880	910	30	3.41%	8月5日	☆	10月1日
	福岡	870	900	30	3.45%	8月12日	●	10月8日
	奈良	866	896	30	3.46%	8月5日	●	10月1日
C	群馬	865	895	30	3.47%	8月12日	○	10月8日
	岡山	862	892	30	3.48%	8月5日	●	10月1日
	石川	861	891	30	3.48%	8月12日	○	10月8日
	新潟	859	890	31	3.61%	8月5日	●	10月1日
	和歌山	859	889	30	3.49%	8月5日	●	10月1日
	福井	858	888	30	3.50%	8月8日	☆	10月2日
	山口	857	888	31	3.62%	8月12日	●	10月13日
	宮城	853	883	30	3.52%	8月5日	○	10月1日
	香川	848	878	30	3.54%	8月5日	▲	10月1日
	徳島	824	855	31	3.76%	8月10日	○	10月6日

ランク	都道府県名	2021年度		2022年度改定		2022年度決定状況		発効予定日
		最低賃金額		最低賃金額		専門部会 決定日	採決	
		時間額	時間額	引上げ額	率			
D	福島	828	858	30	3.62%	8月5日	○	10月6日
	島根	824	857	33	4.00%	8月9日	●	10月5日
	岩手	821	854	33	4.02%	8月22日	●	10月20日
	山形	822	854	32	3.89%	8月9日	●	10月6日
	鳥取	821	854	33	4.02%	8月10日	●	10月6日
	大分	822	854	32	3.89%	8月9日	●	10月5日
	青森	822	853	31	3.77%	8月9日	●	10月5日
	秋田	822	853	31	3.77%	8月5日	●	10月1日
	愛媛	821	853	32	3.90%	8月9日	●	10月5日
	高知	820	853	33	4.02%	8月15日	●	10月9日
	佐賀	821	853	32	3.90%	8月8日	●	10月2日
	長崎	821	853	32	3.90%	8月12日	●	10月8日
	熊本	821	853	32	3.90%	8月5日	●	10月1日
	宮崎	821	853	32	3.90%	8月10日	●	10月6日
	鹿児島	821	853	32	3.90%	8月10日	●	10月6日
	沖縄	820	853	33	4.02%	8月10日	●	10月6日
		加重平均	930	961	31	3.33%		

【概況】

熊本は32円の引上げで結審 ⇒ 853円。

今回は、中央での目安審議の関係で、各県のスタートも遅れたが、熊本は10月1日の発効と、地域間格差是正を重視した結果、目安プラス2円で10月1日発効で結審。

しかし、沖縄と高知が、目安プラス3円で結審。結果、熊本は最下位グループとなった。

ランクごとに見ると、Aランクはすべて目安通り。BとCは目安プラス1円というのが7道県。

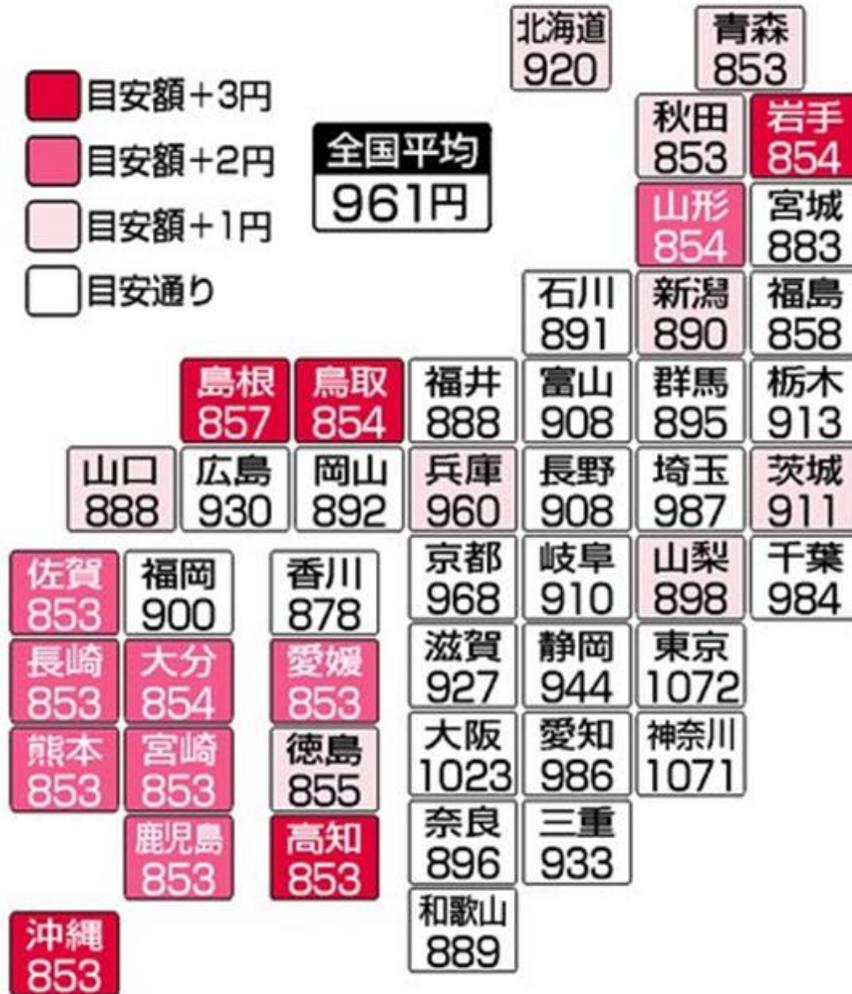
Dランクは、福島だけが目安通り。目安プラス3円が島根、鳥取、岩手、沖縄、高知となり、853円での最下位が10県並んだという状況。

※決定状況表示 ○：全会一致 ●：使用者側反対 ▲：労働者側反対 ☆：使用者側一部反対 △：労働者側一部反対 ★：使用者側一部棄権
 ■：使用者側退席 ◆：労働者側退席 □：使用者側一部退席 ◇：労働者側一部退席 ▽：労働者側一部棄権

※加重平均は、厚生労働省発表による

【現状認識】 昨年の改正状況

全国の最低賃金（時給）



九州各県の影響率

全国平均		19.2%
Dランク平均		19.4%
福岡		17.7%
熊本		18.2%
沖縄		18.3%
大分		19.0%
宮崎		19.0%
佐賀		19.3%
鹿児島		20.4%
長崎		21.4%

【現状認識】 熊本県最低賃金の水準 (地域の賃金や生計費との比較)

No.	項目	月額	備考 (出典等)
1	熊本県地域別最低賃金 (853円) での月額換算	148,251円	853円×173.8h(※) ⇒年間148,251円×12ヶ月=1,779,012円
2	最低賃金での可処分所得 (R2年度中賃では0.818を使用)	121,270円	853円×173.8h×0.818=121,270円 ⇒年間2,085時間働いても1,454,817円
3	生活保護費の試算	①152,490円 ②157,490円 ③147,770円	生活保護の自動計算サイト 夫婦2名 20~40歳 (生活扶助 + 住宅扶助)
4	標準生計費	①112,597円 ②195,275円	出所: 熊本市「標準生計費及び労働経済指標」 令和3年4月 熊本市人事委員会
5	県内の高卒初任給	170,289円	「くまもと経済」就職情報部デビュー調べ 119社の回答 時給換算で979.8円 ※大卒は202,146円 (例年の3倍の伸び)
6	熊本県 新規学卒者の所定内給与額 (高卒 女性・企業規模10人以上)	171,100円	出所: 賃金構造基本統計調査 (令和4年) 福169.9、佐166.6、長163.2、 大181.1、宮130.3、鹿165.4、沖161.0
7	熊本県 年齢別きまって支給する現金給与額 (~19歳女性・企業規模10人以上)	179,500円	出所: 賃金構造基本統計調査 (令和4年) 福187.4、佐181.1、長164.1、大186.8 宮150.8、鹿179.5、沖176.7
8	短時間労働者の1時間当たり所定内給与額 (10人以上) 熊本県 女性 平均時給 1,104円	191,875円	出所: 賃金構造基本統計調査 (令和4年) 1,104円×173.8時間=191,875円/月 福1,119、佐1,129、長1,053、大1,055 宮1,030、鹿1,175、沖1,118

※月平均所定労働時間 173.8時間 = 1年間365日÷週の7日×週40時間=2,085時間 (年間所定労働時間) ⇒ 2,085時間÷12か月=173.8時間

【現状認識】 短時間労働者の1時間あたり賃金

企業規模 10人以上

※1時間あたり賃金・・・短時間労働者について、労働者ごとに賃金を所定内実労働時間で除したものを平均した額

令和4年
(単位:円)

	男						女					
	産業計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食 サービス 業	サービス 業(他に 分類さ れないも の)	産業計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食 サービス 業	サービス 業(他に 分類さ れないも の)
都道府県												
全国計	1,624	1,387	1,339	1,168	1,115	1,278	1,270	1,122	1,159	1,126	1,100	1,230
福岡	1,473	1,187	1,249	1,029	1,002	1,117	1,119	1,043	1,051	1,010	997	1,061
熊本	1,296	1,147	1,351	981	982	1,144	1,104	1,007	1,024	1,000	984	1,020

【現状認識】 短時間労働者（外国人）の1時間当たり賃金

短時間労働者の在留資格区分、産業・企業規模別1時間当たり所定内給与額（民営事業所）

令和4年

外国人労働者	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	実労働日数 (日)	1日当たり所定内 実労働時間数 (時間)	1時間当たり 所定内給与額 (円)	労働者数 (十人)
産業・企業規模計	33.4	2.9	12.9	5.6	1,345	17,280
1,000人以上	31.5	2.6	12.6	5.4	1,396	7,619
100～999人	39.6	3.6	13.7	5.9	1,433	3,741
10～99人	32.0	2.9	12.8	5.5	1,225	5,920

技能実習	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	実労働日数 (日)	1日当たり所定内 実労働時間数 (時間)	1時間当たり 所定内給与額 (円)	労働者数 (十人)
産業・企業規模計	27.1	0.8	5.3	5.5	1,249	103
1,000人以上	25.3	2.2	16.0	7.7	1,504	16
100～999人	27.7	2.0	18.4	6.1	1,328	4
10～99人	27.4	0.5	2.6	5.0	1,196	83

その他 (特定活動及び留学以外の資格外活動)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	実労働日数 (日)	1日当たり所定内 実労働時間数 (時間)	1時間当たり 所定内給与額 (円)	労働者数 (十人)
産業・企業規模計	32.1	2.4	13.0	5.8	1,231	3,597
1,000人以上	31.8	2.1	13.2	5.7	1,248	1,821
100～999人	34.7	2.9	13.8	6.3	1,227	968
10～99人	29.5	2.1	11.6	5.6	1,198	809

出所:厚生労働省(賃金構造基本統計調査)

【現状認識】 県内組織労働者の賃金実態 (連合熊本 賃金実態調査結果)

※所定内賃金:時間外手当、休日出勤手当、交替手当、通勤手当を除き、所定労働時間働いた場合に毎月決まって支払われる賃金

※パート除くフルタイム労働者

2022年度	全産業	金属	化学 繊維	食品	交通 運輸	サービス 一般	製造業	商業 流通
平均年齢(歳)	40.9	42.1	39.8	34.6	42.9	39.6	41.8	38.3
勤続(年)	17.1	18.1	18.1	10.8	15.6	14.6	18.1	13.6
人数(人)	13,726	6,884	702	36	1,312	1,398	7,622	961
平均額(円)	268,805	272,422	257,791	221,289	231,737	266,912	270,833	241,311
※ 時間給換算 173.8H	1,547	1,567	1,483	1,273	1,333	1,536	1,558	1,388
第1四分位(円)	211,600	227,700	181,700	196,200	190,000	197,000	224,900	202,900
※ 時間給換算 173.8H	1,217	1,310	1,045	1,129	1,093	1,133	1,294	1,167

※所定内賃金:時間外手当、休日出勤手当、交替手当、通勤手当を除き、所定労働時間働いた場合に毎月決まって支払われる賃金

出所:連合熊本調べ(地域ミニマム運動)

【現状認識】 産業別求人賃金(ハローワーク熊本) ※熊本中心部

熊本市の職業別求人賃金・求職(希望)賃金…フルタイム及びパート

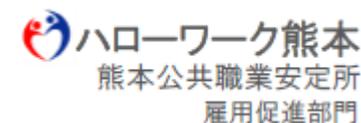
2023年5月	求人賃金				求職(希望)賃金	
	フルタイム		パート		フルタイム	パート
	上限	下限	上限	下限		
職業計	249,762	193,187	1,132	997	207,740	1,012
管理的職業	361,742	275,308	1,000	870	242,222	1,427
専門的・技術的職業	280,306	210,715	1,438	1,178	243,900	1,220
事務的職業	220,360	179,281	1,071	946	183,801	960
販売の職業	272,824	198,707	980	931	223,750	951
サービスの職業	219,033	179,528	1,066	960	189,173	964
保安の職業	217,957	170,538	1,134	952	172,222	967
農林漁業の職業	236,714	172,343	862	853	206,000	900
生産工程の職業	246,487	191,942	1,187	958	212,019	926
輸送・機械運転の職業	221,680	184,923	1,052	997	226,957	980
建設・採掘の職業	298,725	198,100	1,643	1,253	240,313	964
運搬・清掃等の職業	205,329	179,858	947	911	191,000	907
分類不能の職業	-	-	-	-	208,964	1,000

出所：ハローワーク熊本より連合作成

熊本市の産業別求人賃金…フルタイム及びパート

2023年5月	フルタイム		パート	
	上限	下限	上限	下限
職業計	249,762	193,187	1,132	997
M 飲食・宿泊	245,859	190,949	988	940
宿泊	227,111	181,389	996	967
飲食	247,835	191,516	983	936
一般	247,537	191,057	1,007	946

【引用元】



【現状認識】 求人賃金（ハローワーク 天草市・上天草市） ※熊本郡部

ハローワーク天草 求人情報誌



7/21号
(R5. 7. 5~R5. 7. 11受理分)

(時間給で募集の全34件 金額の安い順)

職種	募集賃金		就業場所
	下限	上限	
生活支援員(夜勤職員)	853	853	上天草市
店舗スタッフ	853	853	天草市
清掃	853	853	天草市
工場内作業	853	865	天草市
運転代行ドライバー	853	1000	天草市
店舗スタッフ	853	1000	天草市
店舗スタッフ	855	855	天草市
売店レジ係	855	1000	天草市
鶏肉の集出荷作業	860	900	天草市
調理員・生活支援員	860	1000	上天草市
接客係	860	1200	天草市
観賞用・改良メダカの繁殖・販売	870	950	天草市
デイケア介護職員	875	1200	上天草市
婦人服販売	880	880	天草市
レジ係	880	1050	上天草市
事務補助員	893	946	天草市
夜勤従事者	900	900	上天草市

職種	募集賃金		就業場所
	下限	上限	
水産加工食品の製造	900	900	天草市
レストラン接客/調理補助	900	1050	上天草市
調理補助/総合病院	930	1000	天草市
調理補助/介護老人福祉施設	950	1000	上天草市
水産加工員	950	950	天草市
保育士	950	1200	天草市
事務員	1000	1000	上天草市
生活支援員	1000	1000	上天草市
送迎員	1000	1000	苓北町
介護職	1000	1200	苓北町
歯科衛生士	1020	1100	天草市
看護職	1050	1300	苓北町
訪問介護ヘルパー	1152	1352	上天草市
入浴介助	1200	1200	天草市
医療事務	1400	1400	天草市
こども英会話講師	1400	2500	天草市
レストラン接客(ホテル)	1500	1800	天草市

【現状認識】 人手不足

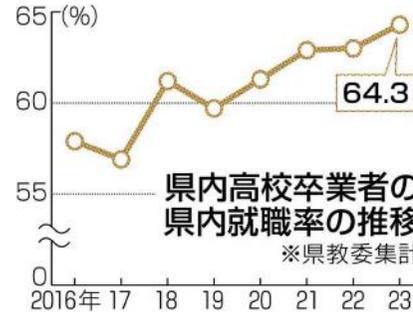
「熊本の人口」： 170.8万人 (2023年6月)

このまま何も対策を講じなければ、2060年の人口は124.3万人まで減少
(国立社会保障・人口問題研究所(社人研) 推計準拠)

【人口減少の影響】

- ◇生産年齢人口の減少に伴う労働力不足、地域経済規模の縮小
- ◇担い手の減少に伴うものづくり分野の技術・技能の継承困難
- ◇老年人口増加に伴う医療福祉分野の労働力不足、社会保障費の一人当たり負担増
- ◇地域活動の担い手の減少に伴う地域コミュニティ維持・存続困難、地域文化の継承困難

熊本県は「人材供給県」?



高校生の地元就職率
64% (全国ワースト5位)

※県内大学卒業者の県外就職率
56.7%
大学生の約6割が県外へ

熊本日日新聞より引用

「全国平均を上回る有効求人倍率」



有効求人倍率 (令和5年5月)

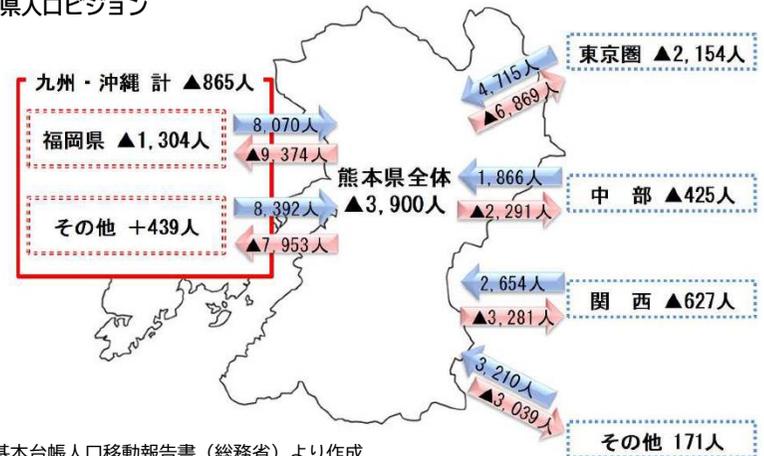
熊本 1.33倍

- ・全国 1.31倍
- ・福岡 1.26倍
- ・東京 1.76倍

※3か月連続の減少。
※熊本は宮崎、大分、佐賀に次ぎ4番目

地域ブロック別の人口移動状況 (2019年)

熊本県人口ビジョン

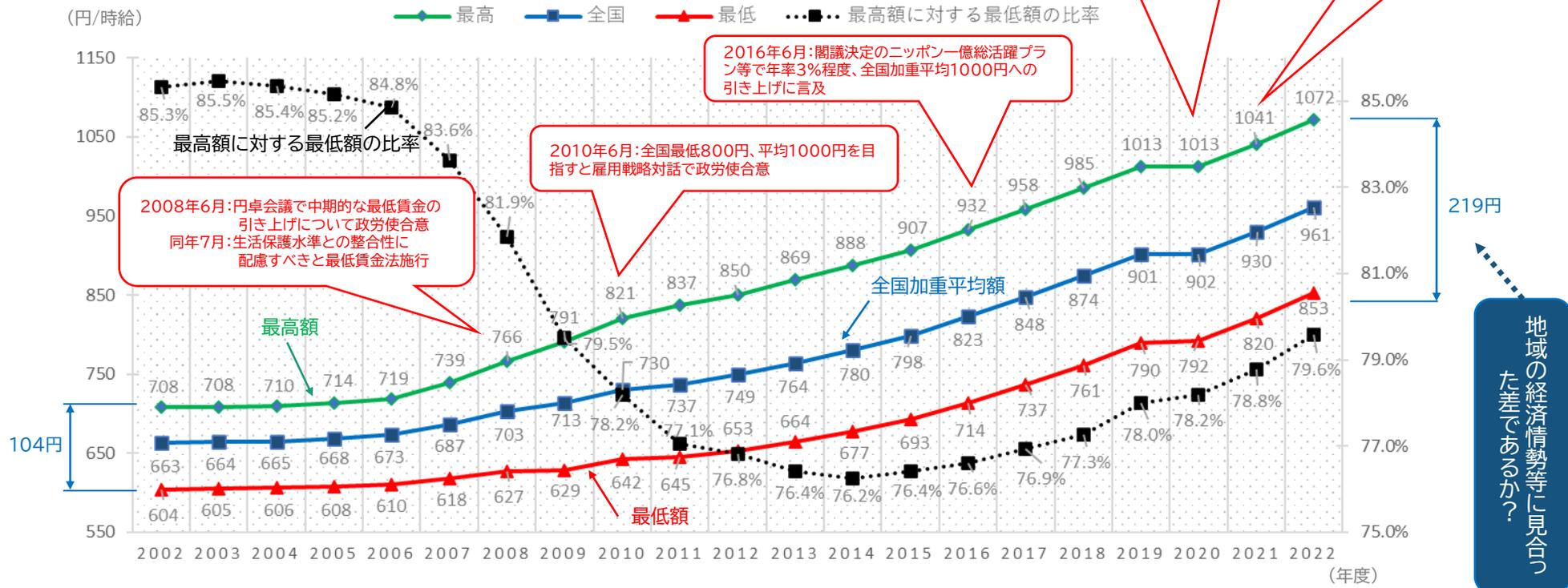


住民基本台帳人口移動報告書 (総務省) より作成

深刻化する人手不足

賃金底上げで地域間格差を縮め、中長期的な視点での労働力の維持確保が必要

【現状認識】 地域間格差の拡大



【例】 最低賃金で1ヵ月(173.8時間)労働した場合

東京 1072円×173.8=186,314円	} 38,063円(年間456,756円)の差
熊本 853円×173.8=148,251円	
福岡 900円×173.8=156,420円	

労働調査会「最低賃金決定要覧」より連合作成

⇒ 地域間格差の拡大!

地域別最低賃金は、地域の賃金相場を形成するベースであり、最低賃金の地域間格差がそのまま賃金相場の格差にも繋がっていることが推測される。結果、人口の県外流出やUIターンなどの弊害となっている。また、最低賃金は外国人労働者の賃金にも影響するため、外国人労働者確保も困難になることが予想される。

【現状認識】 外国人雇用者の状況

都道府県別・産業別外国人労働者数

令和4年10月末現在

(単位：人)

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
			構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)
全国計	1,822,725	116,789	6.4%	485,128	26.6%	75,954	4.2%	237,928	13.1%	208,981	11.5%	76,854	4.2%	74,339	4.1%	295,700	16.2%
40 福岡	57,393	4,383	7.6%	12,341	21.5%	843	1.5%	10,923	19.0%	5,768	10.1%	4,682	8.2%	2,792	4.9%	8,779	15.3%
41 佐賀	6,054	536	8.9%	2,875	47.5%	19	0.3%	442	7.3%	336	5.6%	181	3.0%	519	8.6%	498	8.2%
42 長崎	6,951	472	6.8%	1,779	25.6%	39	0.6%	1,169	16.8%	559	8.0%	434	6.2%	514	7.4%	338	4.9%
43 熊本	14,522	1,300	9.0%	4,050	27.9%	48	0.3%	1,715	11.8%	678	4.7%	417	2.9%	766	5.3%	1,118	7.7%
44 大分	8,383	822	9.8%	2,392	28.5%	37	0.4%	785	9.4%	1,105	13.2%	708	8.4%	522	6.2%	633	7.6%
45 宮崎	5,616	516	9.2%	2,273	40.5%	39	0.7%	504	9.0%	275	4.9%	213	3.8%	349	6.2%	90	1.6%
46 鹿児島	9,900	932	9.4%	4,027	40.7%	24	0.2%	914	9.2%	421	4.3%	244	2.5%	767	7.7%	473	4.8%
47 沖縄	11,729	1,277	10.9%	1,029	8.8%	291	2.5%	1,699	14.5%	2,084	17.8%	1,146	9.8%	801	6.8%	1,355	11.6%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、都道府県別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の比率を示す。

出所：厚生労働省

「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】（令和4年10月末現在）

外国人労働者数は **1,822,725** 人（前年 1,727,221 人）。

前年比で 95,504 人増加し、届出が義務化された平成 19 年以降、**過去最高を更新し、対前年増加率は 5.5%**と、前年の 0.2%から 5.3 ポイントの増加。

※ただし、一部では、「日本離れ」という報道も！

◆労働者数が多い上位3か国

・ベトナム	462,384 人	(全体の 25.4%)	[前年 453,344 人]
・中国	385,848 人	(同 21.2%)	[同 397,084 人]
・フィリピン	206,050 人	(同 11.3%)	[同 191,083 人]

◆労働者数が多い上位3都府県

・東京	500,089 人	(全体の 27.4%)	[前年 485,382 人]
・愛知	188,691 人	(同 10.4%)	[同 177,769 人]
・大阪	124,570 人	(同 6.8%)	[同 111,862 人]

【現状認識】 世界で相次ぐ最低賃金引き上げ

出所：JETRO「ビジネス短信」より

最低賃金を7月から5.2%引き上げ

オーストラリア シドニー発 2022年06月16日

オーストラリアの労使裁定機関であるフェアワーク委員会（FWC）は6月15日、2022／2023年度（2022年7月～2023年6月）の**全国最低賃金を5.2%引き上げる**と発表した。その結果、7月1日からの最低賃金は時給21.38オーストラリア・ドル（約2,010円、豪ドル、1豪ドル=約94円）、週給812.60豪ドルとなる。2006年以来最大の引き上げ幅となり、最新のインフレ率（5.1%）に応じて最低賃金を引き上げるべきとしていたアンソニー・アルバニー首相の選挙公約を上回ったこととなった。FWCは今回の決定の背景について、「生活費の急激な上昇と労働市場の力強さを考慮した」と説明した。FWCはまた、職業別に定められた労使裁定における2022／2023年度の最低賃金も4.6%引き上げるとした。

今回の決定を受けて、アルバニー首相は「われわれが低賃金労働者を支援するために闘ったおかげで、素晴らしい結果を得ることができた」と歓迎した。一方、財界団体オーストラリア産業グループ（Aiグループ）は「インフレを加速させ、さらなる金利上昇につながる可能性がある」と懸念を表明した。

（佐裕美）

2023年2度目の最低賃金引き上げ、7月から34%増

トルコ イスタンブール発 2023年06月23日

トルコのベダト・ウシュクハン労働・社会保障相は6月20日、政府、雇用者連合、労働者組合連合（Türk-İş）の代表からなる最低賃金決定委員会が、**最低賃金を7月1日から34%引き上げることで合意**したと発表した（6月20日付トルコ労働・社会保障省）。2023年の最低賃金引き上げは、1月の引き上げ（55%増）に続き2度目となる。

これにより、2023年7月1日～12月31日の期間の最低賃金は月額グロスで1万3,414リラ（約8万480円、2023年6月20日付換算レートで1リラ=約6円）、同ネットで1万1,402リラに引き上げられる。また、雇用者側のコストは1万5,762リラとなる。2023年初から5月まで（2022年末比）の消費者物価指数（CPI）上昇率は15.26%で、今回の最低賃金の34%引き上げはCPI上昇率を大幅に上回った。Türk-İsのエルギュン・アタライ会頭は、「最低賃金はドルベースで約486ドルとこれまでで最高水準となる。この引き上げは、現在の（高インフレの）状況下では、行われるべきことだった」とした。

（エライ・バシユ）

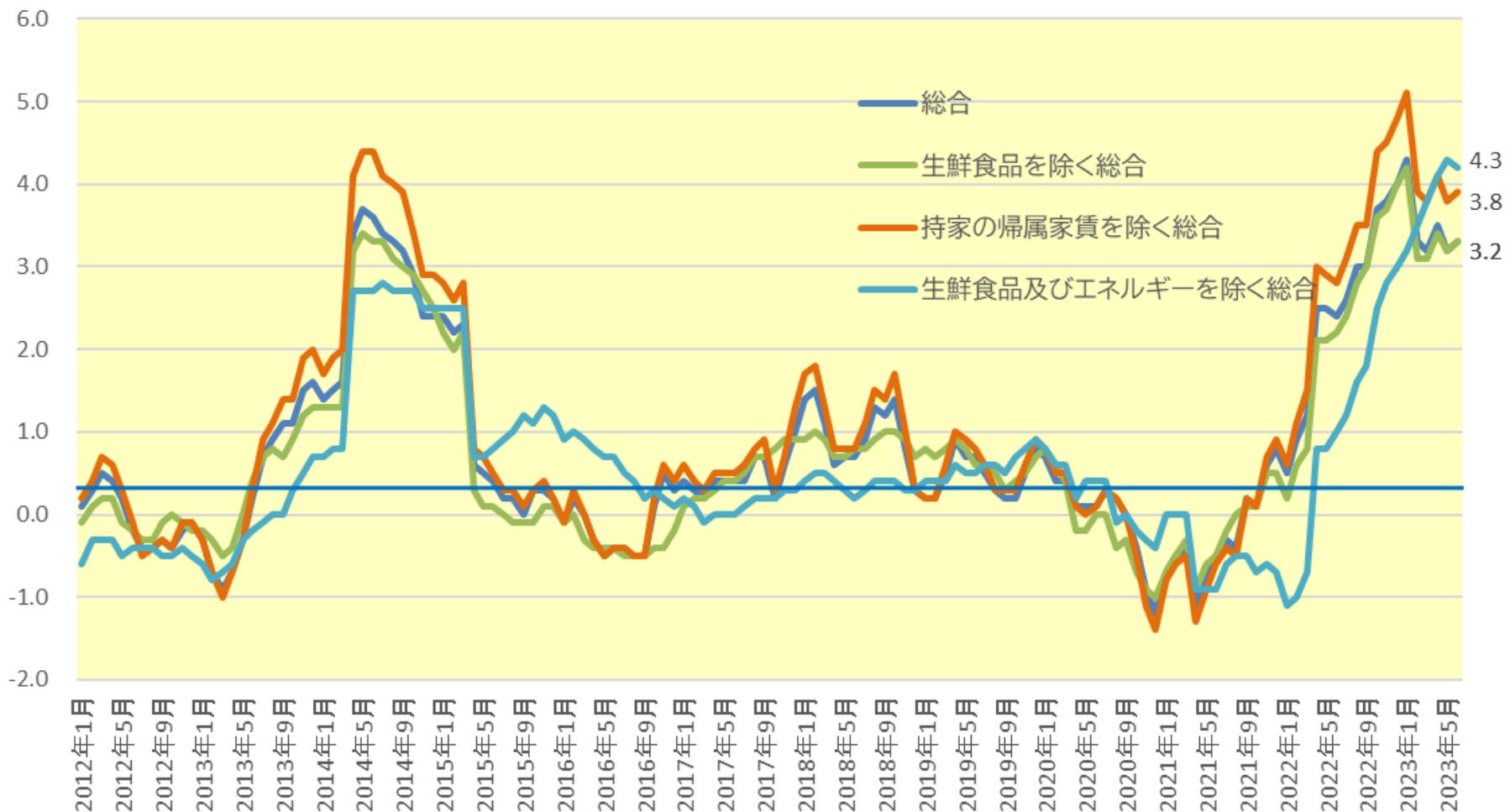
各国の最低賃金額



【出所】各国HP等をもとに連合作成

【現状認識】 消費者物価指数

消費者物価指数の推移(2020年基準、月次、前年同月比(%))

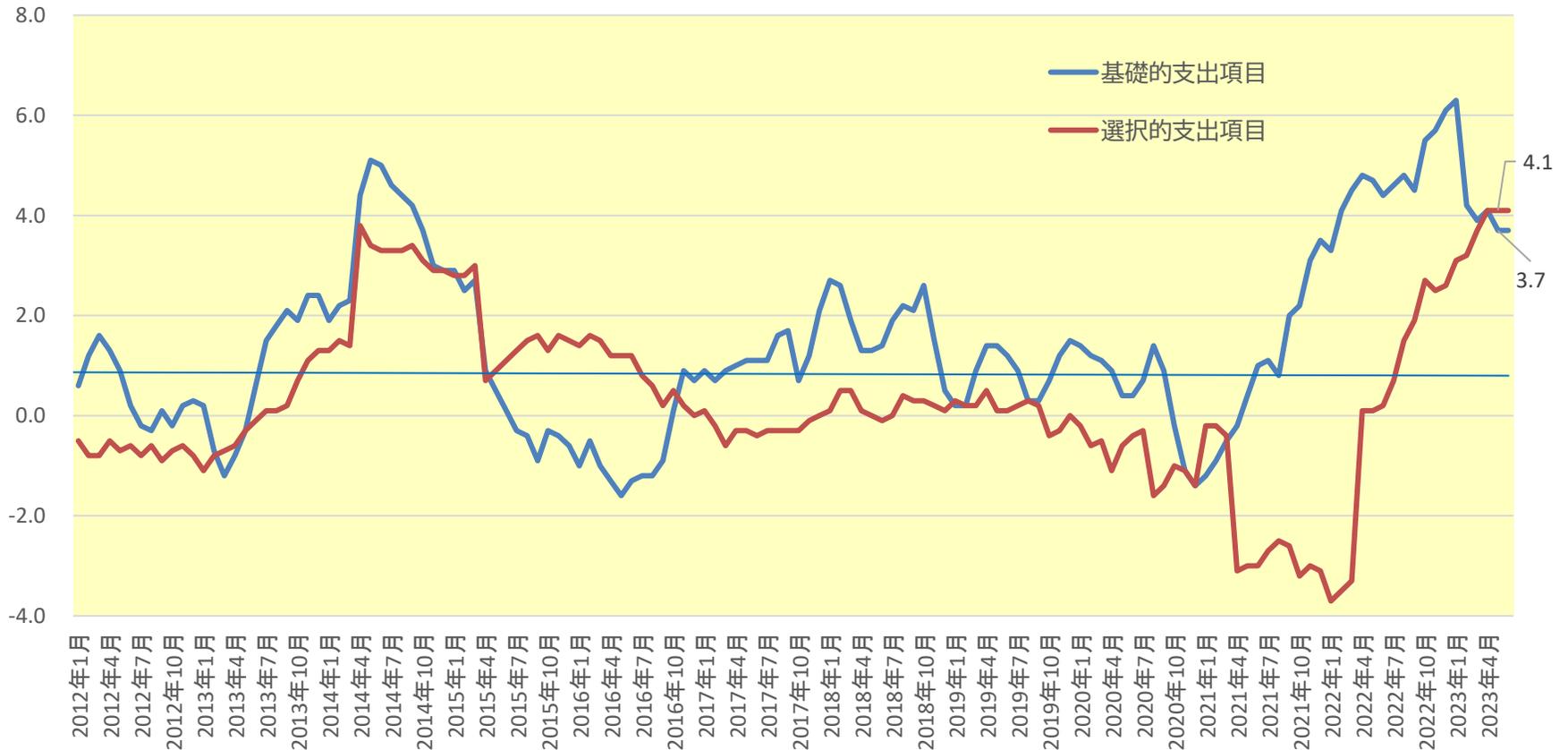


【出所】総務省「消費者物価指数」(1-1表)をもとに連合作成

【現状認識】 消費者物価指数

政府によるエネルギーの負担軽減策は
2023年9月まで

消費者物価指数の推移
(基礎的・選択的支出項目別指数、2020年基準、月次、前年同月比(%))



- ◆ 基礎的支出項目は支出弾力性が1.00未満の項目で、食料、家賃、光熱費など
- ◆ 選択的支出項目は支出弾力性が1.00以上の項目で、教育娯楽用耐久財など

【出所】総務省「消費者物価指数」をもとに連合作成

【現状認識】 熊本県企業「休廃業・解散」動向調査（2022年）

調査結果（要旨）

1. 2022年の熊本県での休廃業・解散件数は586件、前年から74件減少
2. 「黒字」休廃業は過去最低の56.1%、収益力低下の企業で「あきらめ」加速の可能性も
3. 高齢代表の休廃業加速、平均年齢は過去最高の70.8歳
4. 32の都道府県で前年から減少、最も減少率の大きい県は「青森」（熊本県は11.2%減）
5. 「卸売」「運輸・通信」「不動産」の3業種で増加、4業種で減少
6. 「卸売」の休廃業・解散率は全業種中で最高

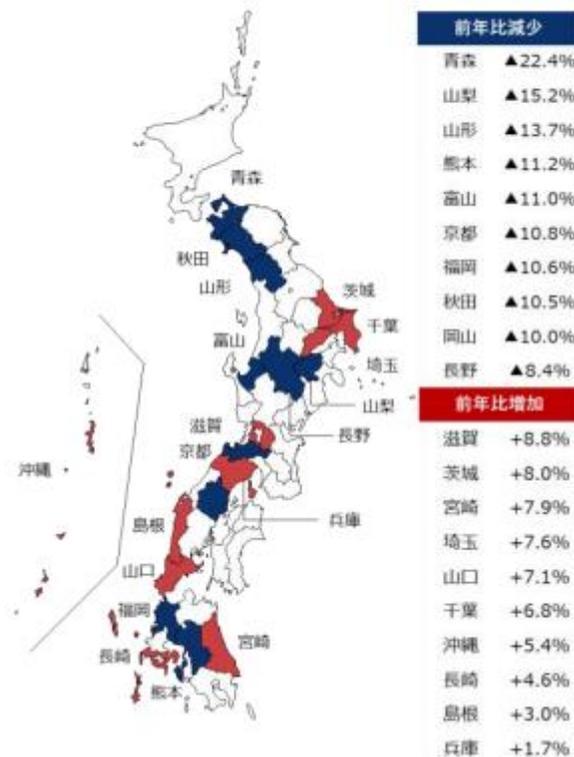
後継者問題や物価高により企業を取り巻く環境は厳しい状態が続く

政府による実質無利子・無担保（ゼロゼロ）融資などの資金繰り支援は、倒産同様に、直近の資金繰り破たん回避による短期的な休廃業の抑制に大きく寄与した。一方で、負債より資産の総額が上回る「資産超過」状態での休廃業の割合は上昇を続け、2022年は前年に続き過去最高を記録した。一方、廃業直前の決算が黒字だった休廃業の割合は過去最低を更新し、資産超過かつ黒字の休廃業割合も低下傾向にある。安定した事業継続が可能である一方で、物価高や人手不足などによるコスト増が収益を圧迫し続けたことで、ダメージが広がる前に事業をたたむ決断を下した健全企業の休廃業が増加している。実際に、「サクマ式ドロップス」を製造する佐久間製菓も、コロナ禍による販売減のダメージに加え、原材料高やエネルギー価格の高騰、人員確保難などが最後の追い打ちとなった。同様のケースが今後波及する可能性がある。

2022年における熊本県内の休廃業・解散件数は依然として高く、平均年齢も過去最高となる70.8歳を記録するなど、後継者問題が浮き彫りとなっている。また、ゼロゼロ融資返済開始のピークは2023年夏頃と見られるなか、原材料高やエネルギー価格高騰、人件費の引き上げなど企業を巡る経営環境は厳しさを増している。そのため業績を改善できないまま返済開始が始まり、事業断念するケースが増えてくることが予想される。

後継者問題、物価高など当分は厳しい経営環境が続くと見られ、休廃業・解散件数と倒産件数の動向にはより一層注目していく必要がある。

都道府県別 増減率上位



【現状認識】 熊本県企業 「2023年6月の企業倒産14件」

県内 6月の企業倒産14件 平成22年以来の高水準

7月20日 11時50分
NHKニュースより引用

熊本県内の先月の企業の倒産件数は14件と、物価高や人手不足など複数の要因を理由に事業継続を諦める企業が増加したことなどから、前の年の同じ月と比べて6件増加し、平成22年以来の高い水準となりました。

民間の信用調査会社、帝国データバンク熊本支店によりますと、先月、1000万円以上の負債を抱えて法的整理の手続きをとった県内企業の倒産件数は14件で、前の年の同じ月と比べて6件増え、平成22年3月以来の高い水準となりました。

このうち、新型コロナ関連の倒産は11件、物価高が影響した倒産は3件でした。

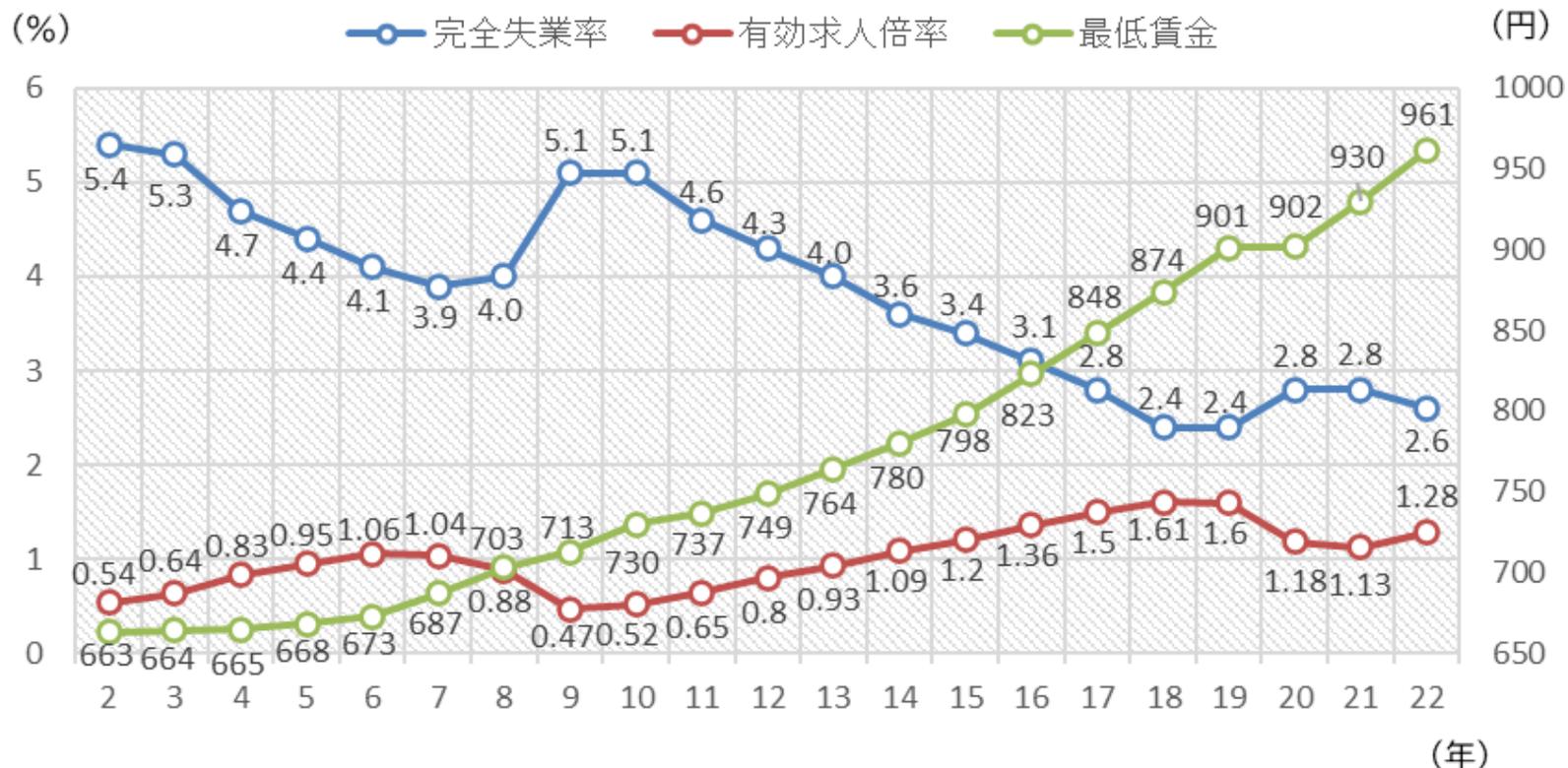
業種別では小売業が8件、建設業とサービス業がそれぞれ2件などとなっています。

また、先月の負債総額は11億4900万円と、前の年の同じ月から4億7000万円、率にして69%余り増えています。

帝国データバンク熊本支店は、倒産の増加について「新型コロナの影響を受けた中小企業への実質、無利子・無担保の融資の返済が続く中で、返済のめどが立たず、さらに物価高や人手不足など複数の要因を理由に事業継続を諦める企業が増えているため」と分析していて、今後について「新型コロナの影響が緩和していく中、売り上げが増加し利益が出ているにも関わらず、仕入れなどの支払いに必要な資金が不足するいわゆる黒字倒産が増加していく可能性がある」と話しています。

最低賃金上昇との関連性は？

【現状認識】 完全失業率と有効求人倍率の推移（全国）



出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」から連合作成

2002年からの20年間で最低賃金は1.45倍！

完全失業率は半分！

有効求人倍率は約2倍！

1. 「未来づくり春闘」でデフレマインドを断ち切り、ステージを変えよう

- ◆デフレマインドが根強く残っている中での輸入物価の上昇で、家計も企業もピンチ。
- ◆「人への投資」を起点として、GDPも賃金も物価も安定的に上昇する経済へとステージを転換し望ましい未来をつくっていくことが必要。
- ◆産業・企業の将来展望を話し合い、未来に向けた労働条件決定を。

2. 「働くことを軸とする安心社会」に向け、格差是正と分配構造の転換に取り組もう

- ◆物価上昇によって働く仲間の生活は苦しくなっており、賃上げへの期待は大きい。
これまでの取り組み結果を踏まえ、格差是正の一層の前進を。
- ◆公正取引や適切な価格転嫁によって付加価値の分配構造を変えていくことも重要。

3. 「みんなの春闘」を展開し、集団的労使関係を広げていこう

- ◆春季生活闘争を通じ労働組合の存在意義をアピールし、集団的労使関係を社会に広げていく機会とする。
- ◆多様な働く仲間を意識した取り組みで社会的な波及をはかる。

2023春季労使交渉・協議にあたっての基本スタンス

- ◆ 足元の物価上昇を契機として、長らくわが国社会に染みついたデフレマインドを払拭し、賃金と物価が適切に上昇する「賃金と物価の好循環」を形成
- ◆ 働き手との価値協創による成長とその適切な分配としての「人への投資」を通じて賃金引き上げの機運をさらに醸成し、そのモメンタムの維持・強化を図り、「構造的な賃金引き上げ」「分厚い中間層の形成」につなげる
- ◆ 「社会の視座」に立ち、デフレ脱却と「人への投資」を一層重視した企業行動への転換の機会と認識の下、「サステナブルな資本主義」の実践に取り組む

「賃金決定の大原則」に則って検討する方針は堅持

【賃金決定の大原則】とは？

- ①経済・景気・物価動向などの「外的要素」と自社の業績や労務構成などの「内的要素」を総合的に勘案しながら、
- ②適切な総額人件費管理の下、③自社の支払能力を踏まえ、④労使協議を経た上で、企業が賃金を決定する原則

様々な考慮要素のうち「物価動向」を特に重視しながら、企業の社会的な責務として、賃金引き上げのモメンタムの維持・強化に向けた積極的な対応を呼びかけ

中小企業の賃上げ実現！

中小企業の成長なくして
日本経済の成長なし

日本企業の99.7% 従業員の68.8%

継続的賃上げの実現

好循環をつくりあげる！

緩やかな一定量の継続的インフレ

日本経済の好循環の実現

➡ 賃金引上げ ➡ 可処分所得の向上 ➡ 個人消費の拡大 ➡ 企業の活性 ➡

中小企業が賃上げできる環境の整備

・取引の適正化及び価格転嫁の実現

- ・中企庁、公正取引委員会の進める取り組みの検証と改善策
- ・中小企業の生産性向上に向けた支援策
- ・関係団体との連携

全国で経営者団体・行政・自治体・金融界・運送業・労働団体などによる「価格転嫁の円滑化に関する協定書」の締結が進行中。

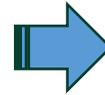
九州でも大分、福岡、長崎が締結済。

熊本は？

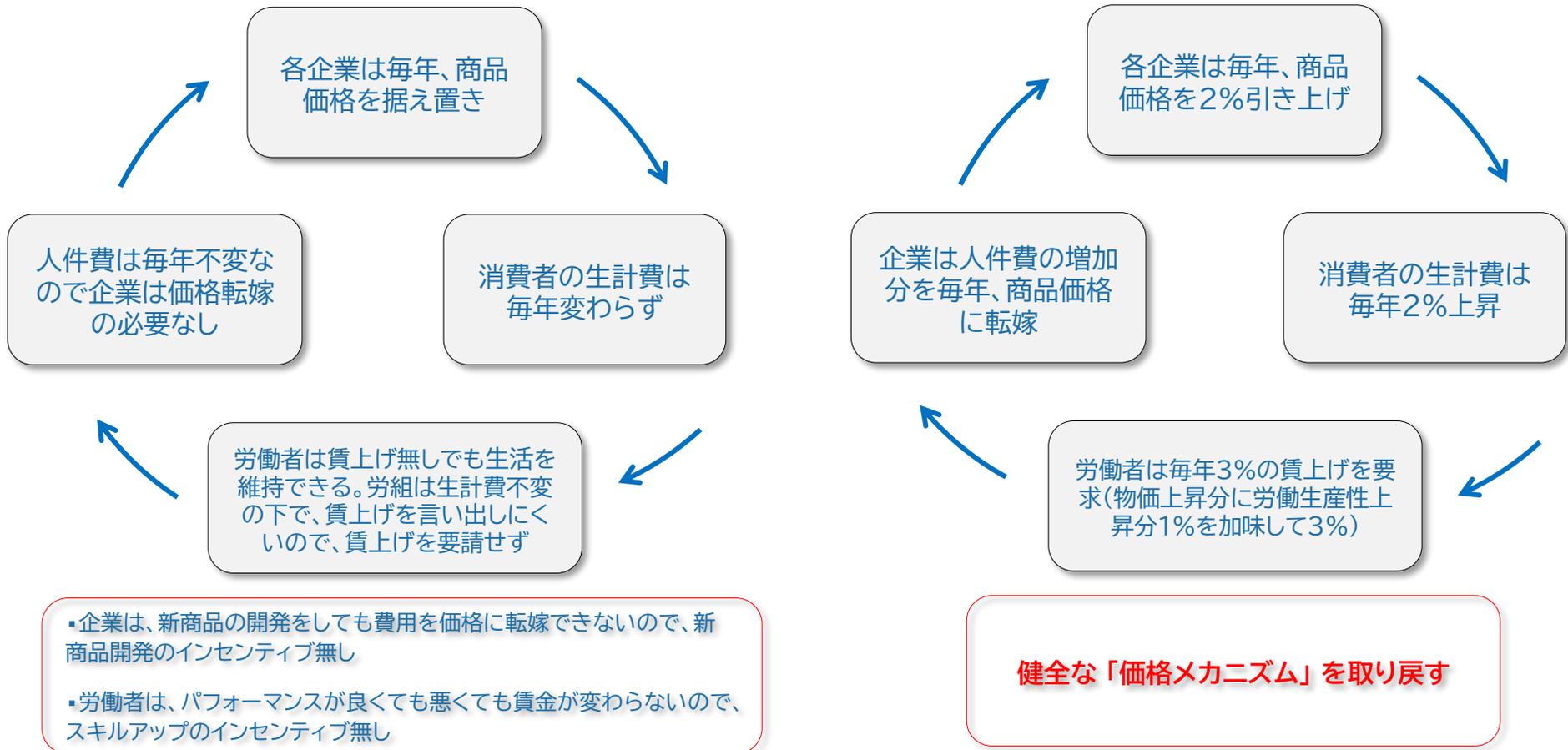
【現状認識】 居心地の良いガラパゴス状態からの脱却

東京大学大学院経済学研究科 渡辺 務 教授
「賃金と物価の好循環を実現できるか」
講演資料より引用

「慢性デフレ」のサイクル
90年代後半以降の四半世紀



賃金と物価が持続的かつ緩やかに
上昇する健全なサイクル



取引の適正化及び価格転嫁について

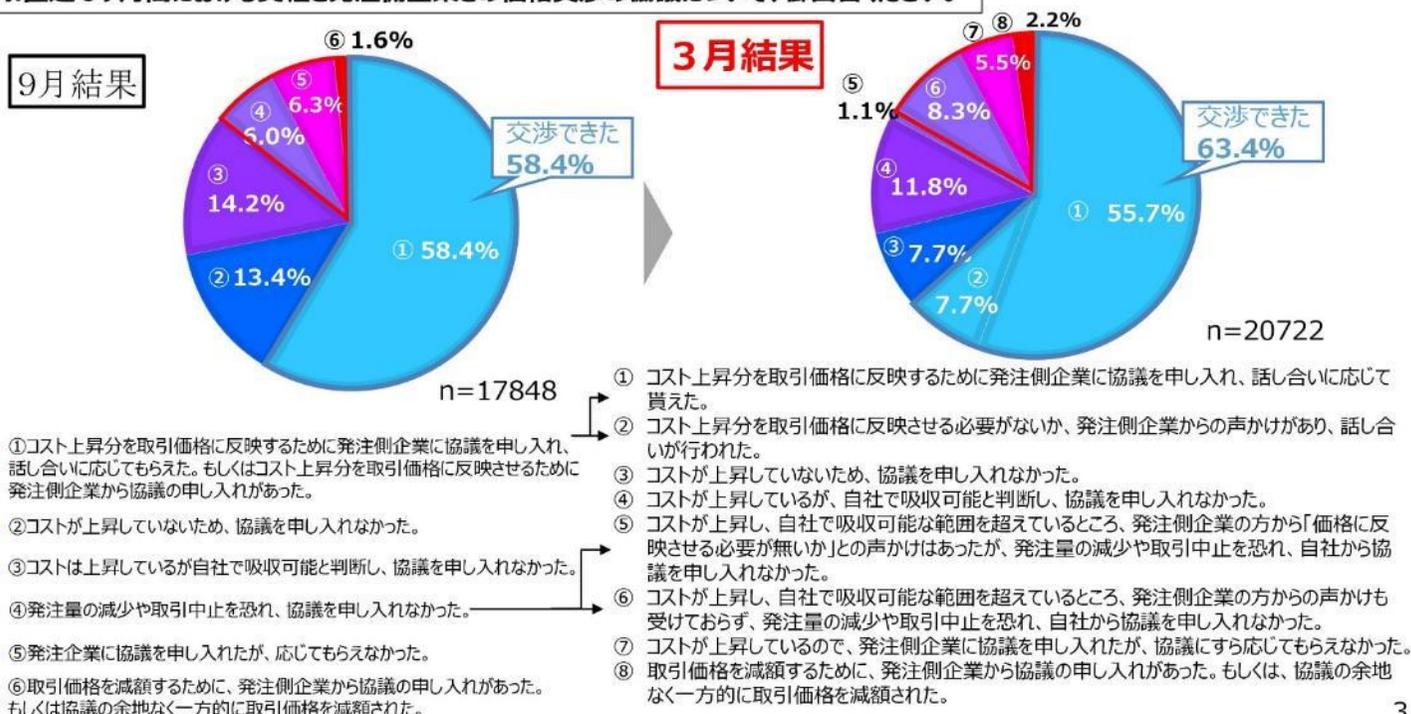
中小企業庁「価格交渉促進月間（2023年3月）フォローアップ調査の結果について」



価格交渉の状況

- 「価格交渉を申し入れて応じて貰えた／発注側からの声かけて交渉できた」割合は前回調査（昨年9月）より増加（58.4%→63.4%）するなど、価格交渉の実施状況は一部では好転。
- 一方、「発注側から交渉の申し入れが無かった（⑥）、協議に応じて貰えなかった（⑦）、減額のために協議申し入れがあった（⑧）」が依然として約16%あり、二極化が進行。
- なお、「コスト上昇せず価格交渉を申し入れなかった」割合（③）は減少（13.4%→7.7%）しており、コスト上昇の影響は拡大。

問.直近6ヶ月間における貴社と発注側企業との価格交渉の協議について、御回答ください。

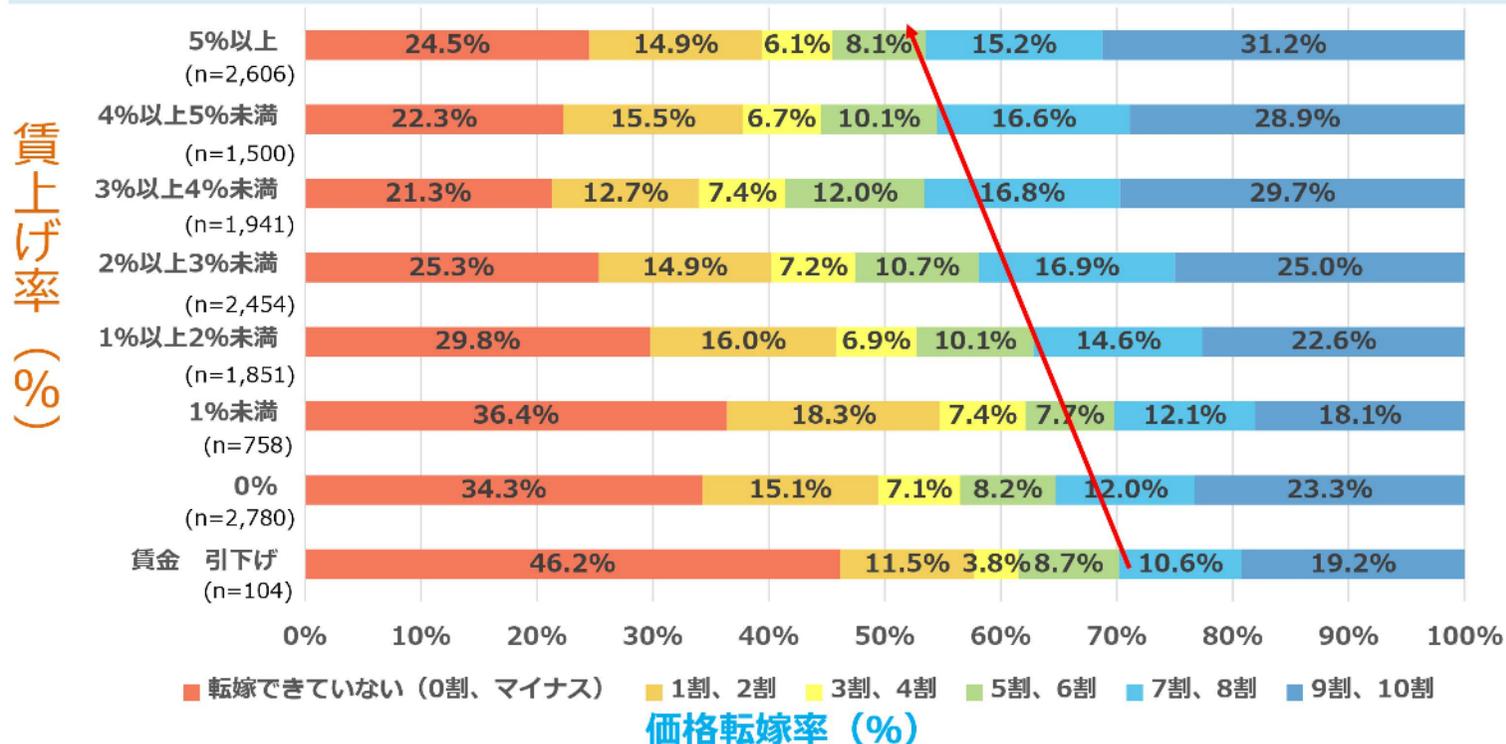


取引の適正化及び価格転嫁について

中小企業庁「価格交渉促進月間（2023年3月）フォローアップ調査の結果について」

価格転嫁率と賃上げ率との関係

- 今回は、中小企業に「賃上げ率」も照会しており、**価格転嫁（転嫁率）と賃上げとの関係**を整理。
- **価格転嫁できている割合が高くなるほど、賃上げ率も高くなる傾向。** なお、「価格転嫁できなかったにも拘わらず、5%以上の賃上げを実施した企業」もあれば、「9～10割の転嫁できても、賃上げしない企業」もあり。



(注) 1. ①価格転嫁率：直近6ヶ月のコスト全般の上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたかという質問に対する回答。但し、「価格改定の必要性なし」とした回答は、計算から除外。
 ②賃上げ率：直近6ヶ月以内に実施した、ないし、今後予定している賃上げ幅（定期昇給、ベースアップ、一時金等全てを含む）について回答があったもののみを集計。
 2. 上記グラフの作成に係る回答数は、13,994件。

取引の適正化及び価格転嫁について

中小企業庁「価格交渉促進月間（2023年3月）フォローアップ調査の結果について」

今後の価格転嫁対策

- 今後、更なる価格転嫁対策として、公正取引委員会をはじめ関係省庁と連携し、以下を実施する方針。
 - ① 下請中小企業による価格交渉を後押しする体制の整備（全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」の設置（7月）等） **New!**
 - ② 発注側企業ごとの価格交渉・転嫁状況のリストの公表（8月以降）。
 - ③ 下請振興法に基づき、事業所管大臣名で経営トップに対して指導・助言（8月以降）
 - ④ 各業界団体による自主行動計画の改訂・徹底。各業界団体による取引適正化の取組状況フォローアップ（公正取引委員会と合同で実施）
 - ⑤ パートナーシップ構築宣言の更なる拡大、実効性の向上

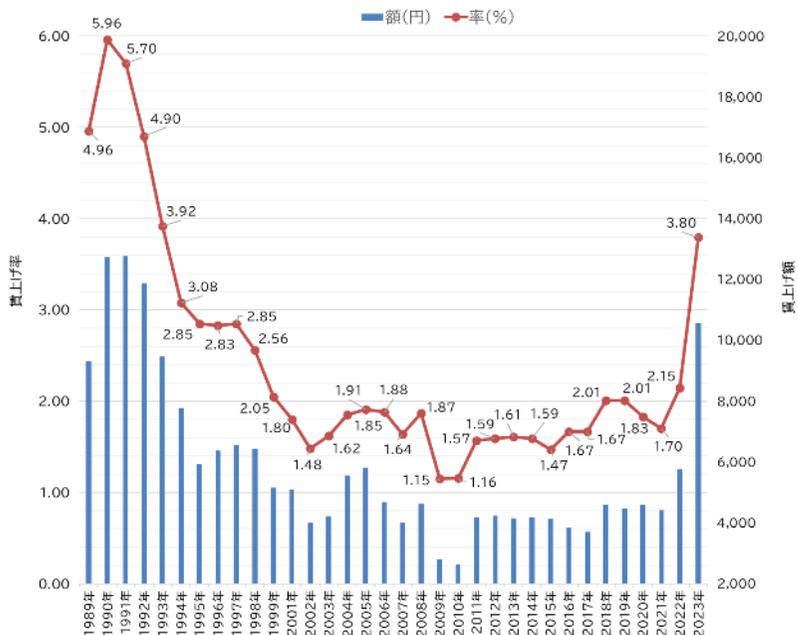
【労働環境】 賃上げ状況

熊本集計		組合員数による加重平均（月額）			昨年対比	2022回答（2022年7月7日公表）		
平均賃金方式	2023回答（2023年7月7日公表）		定昇相当分込み賃上げ計	定昇相当分込み賃上げ計		組合数	定昇相当分込み賃上げ計	定昇相当分込み賃上げ計
	組合数	組合員数						
	76 組合 21,809 人	10,576 円	3.80 %	4,802 円 1.65 ポイント	72 組合 17,556 人	5,774 円	2.15 %	
300人未満	52 組合 5,784 人	7,482 円	3.12 %	2,794 円 1.18 ポイント	53 組合 5,923 人	4,688 円	1.94 %	
300人以上	24 組合 16,025 人	11,693 円	4.05 %	5,127 円 1.73 ポイント	19 組合 11,633 人	6,566 円	2.32 %	

全国集計		組合員数による加重平均（月額）		
平均賃金方式	2023回答（2023年7月5日公表）		定昇相当分込み賃上げ計	定昇相当分込み賃上げ計
	組合数	組合員数		
	5,272 組合 2,877,053 人	10,560 円	3.58 %	
300人未満	3,823 組合 362,688 人	8,021 円	3.23 %	
300人以上	1,449 組合 2,514,365 人	10,957 円	3.64 %	

※ 2023回答と2022回答は、集計組合が異なるため、単純比較はできません。

連合熊本 賃上げ集計推移
(平均賃金方式・組合員一人当たり加重平均)



【熊本の状況】

連合が集計した熊本県内の定昇相当を含む賃上げ額（月額）は、**10,576円・3.80%**（昨年比4,802円増・1.65ポイント増）と、1万円を突破し全国平均を上回る結果。

賃上げ額が1万円を超えるのは1992年以来31年ぶり。
賃上げ率が3%を超えるのは、1994年以来29年ぶり。

また、報告のあった76組合のうち、ベースアップを獲得したのは68組合（89.5%）であり、ほぼ9割の組合でベースアップを獲得。

さらに、定昇とベアを合わせて3%以上という組合が40組合・52.6%と過半数を占め、その最高額は20,000円であった。

業種別に見ても、すべての業種でベアが報告されているが、特に製造業と商業流通を中心に大幅な賃上げがなされ、全体を引上げた。
熊本においても、労使が粘り強く交渉した結果と受け止める。

【労働環境】 賃上げ状況

(一社)日本経済団体連合会

2023年春季労使交渉 回答状況

～ 賃上げ額、賃上げ率ともに、1993年(平成5年)以来、30年ぶりの高水準 ～

～ 前年から大幅に上昇 ～

【大手500人以上】

2023年5月19日

第一回 (加重平均)	2023年			2022年	
	社数	回答・妥結額	アップ率	妥結額	アップ率
総平均	92	13,110円	3.91%	7,794円	2.35%
製造業平均	85	12,714円	3.88%	7,749円	2.39%
非製造業平均	7	14,634円	4.02%	7,966円	2.22%

【中小企業(500人未満)】

2023年6月23日

第一回 (加重平均)	2023年			2022年	
	社数	回答・妥結額	アップ率	妥結額	アップ率
総平均	277	7,864円	2.94%	5,219円	1.97%
製造業平均	175	8,349円	3.10%	5,434円	2.03%
非製造業平均	102	7,076円	2.68%	4,791円	1.85%

注)

- 1)調査対象は、原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社
- 2)上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
- 3)2022年の妥結額・アップ率は、2023年の集計企業の数値(同対象比較)

注)

- 1)本調査は、地方別経済団体の協力により、従業員数500人未満の17業種754社を対象に実施
- 2)17業種288社(38.2%)の回答を把握(うち11社は平均金額不明等のため、集計より除外)
- 3)上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
- 4)2022年の数値は、2022年6月10日付第1回集計結果

有期・短時間・契約等労働者の賃上げ(連合集計)

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

時給	2023回答(2023年7月5日公表)			昨年対比	2022回答(2022年7月5日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)
単純平均	377 組合	39.74 円	1,091.78 円	18.37 円	337 組合	21.37 円	1,057.31 円
加重平均	808,108 人	52.78 円	1,095.67 円	29.35 円	754,004 人	23.43 円	1,047.00 円
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率(参考値)	昨年対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率(参考値)
	単純平均	136 組合	6,647 円		3.09 %	100 組合	3,728 円
加重平均	29,553 人	6,828 円	3.18 %	2,831 円	27,425 人	3,997 円	1.85 %

※時給(加重平均) 52.78円アップは、引上げ率概算で5.01%

3. 半導体・デジタル産業戦略（令和3年6月公表）の実施状況 （1）半導体分野

（参考）JASMによる熊本への投資による各種効果**経済波及効果試算**

（九州フィナンシャルグループによる試算）

- ✓工場稼働の2024年から2年間の経済波及効果を1兆8,000億円と試算。
- ✓2022年から31年までの10年間の経済波及効果を4兆2,900億円と試算。
 - 約80社が熊本県内に拠点施設・工場増設
 - 新工場の設備投資波及効果約9,300億円、操業後5年間の関連産業の生産や就業者の日常消費効果約2兆円、関連産業の工業団地開発359億円、住宅関連投資713億円など
 - 雇用効果：**JASMの直接雇用1,700人を含めて、全体で約7,500人**

賃金

- ✓TSMCの月給は大学学部卒で28万円、修士卒で32万円、博士卒で36万円。
- ✓新規大卒者の平均給与は約22万5000円、大学院卒で約25万3000円。**全国平均より、5万円以上高い水準。**

（出典）賃金構造基本統計調査（令和3年、厚生労働省）等

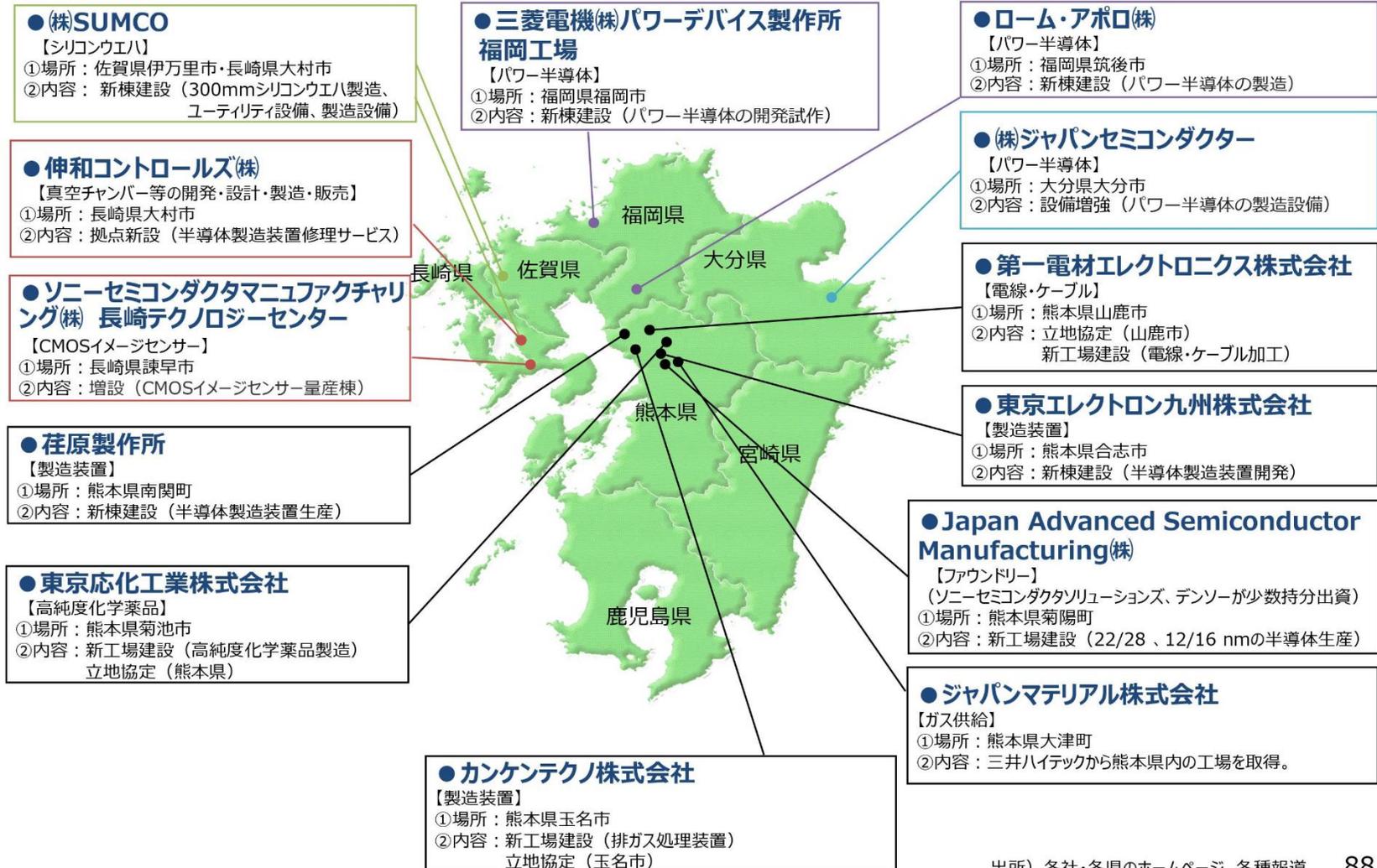
【参考】菊陽町におけるTSMCの建設現場（2023年4月）

**◆日本経済新聞（2022年10月）**

TSMC子会社で、新工場を運営するJASM（熊本市）の堀田祐一社長は「基礎工事はほぼ終わり、**日本では今までにないようなスピードで進んでいる**」と話した。

3. 半導体・デジタル産業戦略（令和3年6月公表）の実施状況 （1）半導体分野

（参考）半導体関連企業の主な設備投資計画・立地協定（※JASM進出发表後に公表）



最低生計費(地域における労働者の生計費)

連合の考える最低生計費との比較

「連合2022簡易改定リビングウェイジ」・「2022年度地域別最低賃金」との比較

リビングウェイジは、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に算出しているもの。さいたま市での調査にもとづき、マーケット・バスケット方式で算出。都道府県別LWは、さいたま市のLWを住居費以外と住居費に分け、地域差を推計し都道府県別に換算し、両者を合計したもの。

ランク	都道府県	2022簡易改定リビングウェイジ			2022LW(自動車保有の場合)			⑤2022 地域別 最低賃金 (円)	地域物価指数	
		①時間額 *1	②月額 *2	最賃比	③時間額*1	④月額 *2	最賃比		住居費以外 *3	住居費 *4
		②/165h(円)	(円)	⑤/①	④/165h(円)	(円)	⑤/③		さいたま市=100	
A	東京	1,230	203,000	87.2	1,545	255,000	69.4	1,072	101.7	125.6
C	福岡	1,050	173,000	85.7	1,352	223,000	66.6	900	97.5	76.3
D	福島	1,030	170,000	83.3	1,339	221,000	64.1	858	99.0	66.8
	青森	1,010	167,000	84.5	1,315	217,000	64.9	853	97.9	62.3
	岩手	1,020	169,000	83.7	1,333	220,000	64.1	854	99.0	65.0
	秋田	1,010	167,000	84.5	1,315	217,000	64.9	853	97.9	62.9
	山形	1,050	173,000	81.3	1,358	224,000	62.9	854	100.2	68.0
	鳥取	1,020	168,000	83.7	1,321	218,000	64.6	854	98.1	64.0
	島根	1,030	170,000	83.2	1,339	221,000	64.0	857	99.6	64.5
	愛媛	1,020	169,000	83.6	1,327	219,000	64.3	853	98.0	65.9
	高知	1,030	170,000	82.8	1,333	220,000	64.0	853	99.4	64.2
	佐賀	1,020	169,000	83.6	1,327	219,000	64.3	853	98.1	67.1
	長崎	1,030	170,000	82.8	1,333	220,000	64.0	853	98.9	65.8
	熊本	1,030	170,000	82.8	1,333	220,000	64.0	853	98.8	65.9
	大分	1,020	168,000	83.7	1,321	218,000	64.6	854	97.9	65.6
宮崎	990	163,000	86.2	1,285	212,000	66.4	853	96.1	60.4	
鹿児島	990	164,000	86.2	1,297	214,000	65.8	853	96.7	61.1	
沖縄	1,050	173,000	81.2	1,352	223,000	63.1	853	98.9	72.4	

*1 ①③時間額はそれぞれ②④月額を「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省,2021)所定内実労働時間数全国平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入した

*2 さいたま市のリビングウェイジ(成人単身)を住居費(49,586円)と住居費以外(138,784円、自動車保有の場合は189,691円)に分解し、それぞれさいたま市を100とする地域物価指数(*3*4)を乗じて算出

*3 『住居費以外の地域物価指数』は、「小売物価統計(構造編)」(総務省統計局,2020)の「家賃を除く総合」指数から算出

*4 『住居費の地域物価指数』は、「住宅・土地統計調査」(総務省統計局,2018)「1か月当たり家賃・間代」(0円を含まない)と「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額から算出